

# 産業財産総局（G D I P）

## （アルバニア）

### （指定官庁又は選択官庁）

#### 目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	.....	附属書 AL. I
委 任 状	.....	附属書 AL. II

略語のリスト

国内官庁：	産業財産総局（G D I P）（アルバニア）
A P L：	2008年7月7日のアルバニア産業財産法No. 9947, 2017年2月16日の法律No. 17/2017によって改正

指定（又は選択）官庁 AL	産業財産総局（G D I P） （アルバニア） 国内段階に入るための要件の概要	概要 AL
国内段階に入るための期間	PCT第22条(3)に基づく期間：優先日から31か月 PCT第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31か月	
国内官庁は権利回復を認めるか （PCT規則49.6）？	国内官庁は「相当な注意」の基準に基づき権利回復を認める	
権利回復手数料	ALL 7,000	
要求される国際出願の翻訳文の言語	アルバニア語	
要求される翻訳文	PCT第22条に基づく場合：請求の範囲（補正された場合には、補正されたもののみ） PCT第39条(1)に基づく場合：請求の範囲（補正された場合には、国際予備審査報告の附属書により補正されたもののみ）	
特別な状況において国際出願の写しが 要求されるか？	要求されない	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を 認めるか？	国内官庁に問合せされたい	
国内手数料 <sup>1</sup>	通貨：アルバニア・レク（ALL） 特許： 出願手数料 …………… ALL 7,000 実用新案： 出願手数料 …………… ALL 6,000	
国内手数料の免除，減額又は払戻し	なし	
国内官庁の特別の要件 （PCT規則51の2） <sup>2</sup>	出願人がアルバニアに居住していない場合又はアルバニアの法律に基づいて設立された法人でない場合には、代理人の選任 国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及びあて名 <sup>3</sup> 発明者以外の者が特許出願する場合，出願には発明について出願人の権利を表示した宣言書を含む <sup>3</sup> 出願する権利の移転又は譲渡に関する書類 <sup>3</sup>	
誰が代理人として行為できるか？	国内官庁に対して手続を行うことが登録されている弁理士	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の 効果を認めるか（PCT規則49の3.1）？	国内官庁は「相当な注意」の基準に基づき優先権回復の効果を認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか （PCT規則49の3.2）？	認める。国内官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用する。	

1 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。

2 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合，国内官庁は通知の日から2か月以内に要件を満たすよう出願人に求める。

3 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば，この要件を満たすことができる。

## 様式（附属書AL. II）

国内官庁は次の書類を準備している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書B）を参照されたい。

附属書 AL. II 委任状

[https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax\\_II\\_al.pdf](https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_al.pdf)